

問5 (2)

この問題は、「健康診断等」の知識を問う問題である。医師による面接指導に際し、事業者が把握しなければならない事項を押さえておく。医師による面接指導とは、問診その他の方法により心身の状況を把握し、必要な指導を行う事をいう。なお、産業医は、面接指導の対象となる労働者に対して面接指導の申出を行うよう勧奨することができる。

重要ポイント

面接指導を実施するため事業者が把握しなければならない事項を確認しておく。

タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働者の労働時間の状況

法令：安衛法第66条の8の3、安衛則第52条の7の3

過去の公表問題の重要ポイント

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として1週40時間を超えて労働した時間数が1か月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（安衛則第52条の2）……R4. 10. 問5
- (2) 事業者は、面接指導の結果に基づき、その記録を作成し、5年間保存（安衛則第52条の6）……R4. 10. 問5
- (3) 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師からの意見聴取を遅滞なく行わなければならない（安衛則第52条の7）……R4. 10. 問5

問6 労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査について、医師及び保健師以外の検査の実施者として、次のAからDの者のうち正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

ただし、実施者は、法定の研修を修了した者とする。

- A 歯科医師
B 労働衛生コンサルタント
C 衛生管理者
D 公認心理師

- (1) A, B
(2) A, D
(3) B, C
(4) B, D
(5) C, D